

改善策検討結果報告書

平成21年 1月22日

教員採用選考に関する改善チーム

はじめに

大分県教育委員会における教員採用選考及び校長・教頭候補者選考試験における贈収賄事件に端を発した都道府県教育委員会の教員採用選考事務等に向けられた疑念は、公教育に携わる者への信頼を失わせるものでありました。

本県教育委員会の採用・昇任人事に関する調査においても「外部からの働き掛けがあった」「事前連絡を行った」との回答がありました。

これらを受け、採用に関して不正が存在していなかったかを確認する調査チームを立ち上げる一方、より多くの情報開示を求める県民からの要請を真摯に受け止め、個人情報保護及び公平で公正な選考となることを基本に、正確性を備えた事務処理の改善とともにそれぞれの過程における可能な限りの情報開示を目指した検討を進め、もってその要請に応じていくこととし、検討のための「教員採用選考に関する改善チーム」を立ち上げることといたしました。

改善チームにおいては、公平、透明、正確、不正防止の観点から以下のような検討を行いました。

今までの採用・昇任選考のプロセスを明確にする

選考基準を明確にし、受験者に選考基準、判定結果の情報開示を進める

選考段階における不正防止のための策を検討する。

採用・昇任選考について外部の第三者による執行監査を行う

外部からの働きかけに対し、教育行政を担うものとして毅然とした態度をとるとともに、記録を明確に残す。

採用・昇任プロセス及び事務に問題がないか、各年度検証し次年度に向け改善を行う。

公立学校教員の採用及び昇任については、教育公務員特例法に基づき、選考によるものとされ、選考は教育長が行うとされています。試験ではなく選考としているのは、教員には資格要件として教員免許状の所持があり、学力、体力や性行等について厳正な手続きを経て下附されていること、競争試験では教員としての適格性を判定することはできないこと、特に教員に求められる人格は競争試験では判定できないこと等とされています。また、選考の権限を教育長に与えているのは、任命権は教育委員会にあることとし選考と任命を別のものとするにより、それぞれの行為の意味及び手続きを厳密にし、公正な選任を図ろうとする趣旨とされています。

今回の改善策を確実に実行することにより、本県教育委員会は改めて法律の趣旨に基づき、公平で透明・正確な採用・昇任選考をさらにすすめるとともに、県民の皆様への教育行政に対する信頼を高めていく努力をしてゆかなければなりません。さらにこれが、長野県はどのような人材を必要としているのか、長野県の子どもたちを育てる教員とはいかなる資質・能力を備えた人材が最適なのかという、長野県教育の理念や方向性を改めて考える機会となることを願ってやみません。

平成 20 年 12 月

教員採用選考に関する改善チーム座長
長野県教育委員 伊藤かおる

第1 より公正な選考を求めて

1 合否決定委員会等の設置

教員採用選考及び管理職昇任選考を実施するに当たり、より公正で公平な選考を行うため、事務担当課内に合否判定委員会を、県教委事務局内に合否決定委員会を設置する。

外部識見者が、合否判定委員会開催後合否決定委員会の開催までの間に、選考事務の手続き及び選考に要した書類等の内容確認を行うとともに、合否決定委員会に立ち会い、合否決定作業を確認する。

(1) 合否判定委員会

判定委員会は選考結果に基づき合格候補者名簿を調整する。

課長を委員長とし、委員に課長補佐、教育幹及び教育総務課課長補佐を充てる。(義務教育関係においては、特別支援教育課長及び同課教育幹を加える。)

(2) 合否決定委員会

決定委員会は判定委員会から提出された合格候補者名簿について審議し、合格者を決定する。

教育長を委員長とし、委員に教育次長、教育総務課長、義務教育課長、高校教育課長及び特別支援教育課長を充てる。

2 研修の実施

選考事務に従事する全ての立場の職員に対し倫理に関する研修を実施するとともに、推薦や内申を行う立場にある者に対しても各種機会を捉えて啓発・研修を実施する。

3 働き掛けの公表

教員採用選考及び管理職昇任選考を実施するに当たり、公職にある者等からの働きかけがあった場合は、「公職にある者等からの働き掛けに関する取扱要領」に基づきその内容を公表する。

第2 教員採用選考

1 採用選考基準

募集案内・採用選考要項に次に掲げる項目を掲載する。

- (1) 面接の判定基準
- (2) 実技試験の判定基準
- (3) 小論文の判定基準
- (4) 模擬授業の判定基準
- (5) 総合判定基準

2 問題及び解答

- (1) 一次選考当日に受験者の試験問題の持ち帰りを可能とする。
- (2) 受験者が自己採点できるよう解答（解答例を含む。）及び配点をホームページに掲載する。

3 面接

- (1) 多様な人材を確保できるよう引き続き面接者に民間人等の第三者を起用する。
- (2) 予断を防ぐため面接者に出身大学名など必要以外の情報を付与しない。
- (3) 評定結果の記入にはペンを使用する。

4 受験者本人への開示

受験者本人からの開示請求に対しては次に掲げる項目について開示する。

- (1) 総合判定のランク（A、B、C、D、E等5段階表示）
- (2) 一般教養試験及び専門教科試験（実技試験を含む。）の得点
- (3) 集団面接の判定（A、B、C、D、E等5段階表示）
- (4) 二次実技試験の判定（A、B、C、D、E等5段階表示）
- (5) 小論文の判定（A、B、C、D、E等5段階表示）

受験者に対する合否通知に同一内容を記載して送付するほか、受験者の利便性に配慮し合否通知発送当日合格者受験番号をホームページに掲載する。

5 選考時における不正防止

- (1) 採点作業においては複数人による採点を受験者名の秘匿のもとに行う。
- (2) 随時突合確認するため得点集計データを複数の課が保管する。

6 その他

- (1) 不正通報窓口を設置し、寄せられた情報に対しては速やかな対応を行う。
- (2) 過去の選考事務の検証を可能とするため、選考に関する文書について保存期間を定め適切な保存を行う。
- (3) 県の各種申請の電子化に合わせ教員選考受験申し込みについても電子申請による受け付けを行う。

第3 管理職昇任選考

1 昇任選考基準

受験者に対して予め面接の判定基準、小論文（教頭昇任選考のみ。）の判定基準及び総合判定基準を公表する。

2 面接

- (1) 多様な人材を登用できるよう面接者に教員以外の者を起用する。
- (2) 予断を防ぐため面接者に出身大学名など必要以外の情報を付与しない。
- (3) 評価結果の記入にはペンを使用する。

3 選考時における不正防止

- (1) 採点作業においては複数人による採点を受験者名の秘匿のもとに行う。
- (2) 随時突合確認するため得点集計データを複数の課が保管する。

4 その他

- (1) 不正通報窓口を設置し、寄せられた情報に対しては速やかな対応を行うこととする。
- (2) 過去の選考事務の検証を可能とするため、選考に関する文書について保存期間を定め適切な保存を行うこととする。
- (3) 校長推薦や市町村教育委員会からの内申に基づく選考制度についてより公正を保つよう努めるとともに、有能な人材の発掘・登用のための仕組みについて研究する。

第4 検証（PDCAの実践）

県教育委員会は今回の改善策を着実に実行するとともに、常時選考作業を検証し、より公正で透明性の高い選考事務となるよう改善に努める。

教員採用選考改善チーム

長野県教育委員 伊藤かおる（座長）

教育総務課企画幹 青柳 郁生

義務教育課企画幹 伊東 一雄

高校教育課企画幹 土屋 嘉宏

作業チーム

義務教育課教育幹 百瀬 司郎

高校教育課教育幹 中村 公雄

特別支援教育課教育幹 沓掛 英明

事務局

義務教育課 笠原 千俊

高校教育課 青木 正幸

教員採用選考に関する改善事項

義務教育課・高校教育課

項目	現行		改善事項		実施時期	備考
	義務	高校	：既改善決定事項 ：今後検討課題	：新規改善事項		
A 試験問題・解答・配点の公表						
試験問題(当日持ち帰りが可能)	×	×		試験当日問題の持ち帰りを認める	21年度～	
試験問題(一般閲覧が可能)						
試験問題(公開請求者のみに開示)	×	×				
解答(HPや新聞等で公表)	×	×		解答(解答例を含む)をHPで公表	21年度～	
解答(一般閲覧が可能)				現在非公表の解答が複数ある問題の解答例の公表	20年度～	実施済
解答(公開請求者のみに開示)						
試験の配点	×	×		試験の配点の公表	20年度～	実施済
B 採用選考基準の公表						
筆記試験の配点	×	×		筆記試験の配点の公表	20年度～	
面接の判定基準	×	×		面接の判定基準の公表	21年度～	
実技試験の判定基準	×	×		実技試験の判定基準の公表	21年度～	
小論文の判定基準	×	×		小論文の判定基準の公表	21年度～	
模擬授業の判定基準	×	×		模擬授業の判定基準の公表	21年度～	
総合判定基準	×	×		総合判定基準の公表(募集要項に明記)	21年度～	
C 成績の本人への開示						
総合判定のランク				A・B1・B2・B3・Cの5段階評価(結果)を開示		
総合判定の順位	×	×				
総合判定の得点	×	×				
筆記試験の得点	×			一般教養及び専門教科の得点の開示(義務)	20年度～	
面接(一次集団)の判定				A・B・C・D・Eの5段階評価		
面接(二次個人)の判定	×	×		個人面接の評価の開示		
実技試験の判定	×	×		実技試験の判定の開示	20年度～	
小論文の判定				A・B・C・D・Eの5段階評価を開示		
自己PR文の判定				A・B・C・D・Eの5段階評価を開示		
模擬授業の判定	×	×				
受験者全員への成績通知	×	×		試験成績(結果)を受験者全員へ通知する	21年度～	
D 選考段階における不正防止						
複数者でチェックする体制						
各段階ごとに独立委員会等で実施	×	×				
答案等の元データと選考後の確定データとの突合チェック				得点データの書換防止対策(採点後の元データを採用選考担当課以外で作成し、元データを別途管理する等)	21年度～	
選考業務における受験者の匿名化	×	×		採点・集計等における匿名化(受験番号のみ使用)	21年度～	
			×	合否判定における受験者の匿名化		
合否判定委員会の設置				委員長:課長 委員:課長補佐、管理係及び教育総務課課長補佐	21年度～	
合否決定委員会の設置				委員長:教育長 委員:教育次長、関係課長	21年度～	
E 公正な面接試験の確保						
受験者利害関係者は面接官にしない						
面接に民間人等第三者を起用						
面接の評定表の記入時ペンの使用	×	×		面接官は評定記入にペンを使用(鉛筆使用不可)	21年度～	
大学名を伏せて面接を実施	×	×		受験者の出身大学名を伏せて面接を実施	21年度～	
二次面接(一般)の2回実施	×			一般選考二次面接を高校同様2回実施(義務)		
二次面接の面接官の増員(4人)	×	×	×	(二次面接の面接官増員3人 4人)		
二次面接の評価点数区分の見直し				評価区分 5 7(5・4・3.5・3・2.5・2・1)		

教員採用選考に関する改善事項

義務教育課・高校教育課

項目	現行		改善事項		実施時期	備考
	義務	高校	既改善決定事項 :今後検討課題	新規改善事項		
F 関係文書の適切な保存						
採用選考試験実施要項	10年	10年				
試験問題等(問題、模範解答)	5年	5年				
面接(模擬授業)の判定書	1年	1年	文書保存期限の明確化(文書分類表に明記)		20年度	
試験成績表	1年	1年	文書保存期限の明確化(文書分類表に明記)		20年度	
適性検査結果	1年	1年	文書保存期限の明確化(文書分類表に明記)		20年度	
志願票等(選考申込書・電算入力票)	1年	1年	文書保存期限の明確化(文書分類表に明記)		20年度	
筆記・小論文答案	1年	1年	文書保存期限の明確化(文書分類表に明記)		20年度	
	(注) ~ の文書については、文書分類表に記載されていないが、 選考結果開示要領に基づき、1年間保存している。					
G その他不正防止のための措置						
選考に係る不正についての通報又は投書等の窓口の設置						
教育委員による採用選考プロセスの点検・見直しの実施	×	×	教員採用選考に関する改善チームの設置		20年度	実施済
教育委員会以外～選考プロセスの点検・見直しの助言等を受けている	×	×				
関係職員への倫理研修等の実施						
H その他採用選考方法(合格者発表等)						
二次選考に一次結果を反映しない	×		二次選考は二次試験結果のみで判定(義務)			
選考結果の本人通知(郵送)						
合格者の受験番号の公開	×	×	合格者の受験番号のホームページ上での公開		20年度～	実施済
インターネットによる受験申込可能	×	×	インターネットによる受験申込(電子申請)			

管理職昇任選考に関する改善事項

義務教育課・高校教育課

項目	現行		改善事項		実施時期	備考
	義務	高校	:既改善決定事項 :今後検討課題	:新規改善事項		
A 試験問題・解答・配点の公表						
試験問題(当日持ち帰りが可能)	-	-				
試験問題(一般閲覧が可能)	-	-				
試験問題(公開請求者のみに開示)	-	-				
解答(HPや新聞等で公表)	-	-				
解答(一般閲覧が可能)	-	-				
解答(公開請求者のみに開示)	-	-				
試験の配点	-	-				
B 昇任選考基準の公表						
筆記試験の配点	-	-				
面接の判定基準	×	×	面接の判定基準(観点)の公表		21年度～	
実技試験の判定基準	-	-				
小論文の判定基準	×	×	小論文の判定基準の公表		21年度～	
模擬授業の判定基準	-	-				
総合判定基準	×	×	総合判定基準の公表		21年度～	
C 成績の本人への開示						
総合判定のランク	×	×				
総合判定の順位	×	×				
総合判定の得点	×	×				
筆記試験の得点	-	-				
面接の判定	×	×				
実技試験の判定	-	-				
小論文の判定	×	×				
候補者全員への成績通知	×	×				
D 選考段階における不正防止						
複数者でチェックする体制			小論文審査員数の増(2名 3名)(義務)		20年度～	実施済
各段階ごとに独立委員会等で実施	×	×				
元データと確定データとの突合チェック						
選考業務における候補者の匿名化	×	×	小論文審査における候補者の匿名化		21年度～	
昇任判定委員会の設置			委員長:課長 委員:課長補佐、管理係及び教育総務課課長補佐		21年度～	
昇任決定委員会の設置			委員長:教育長 委員:教育次長、関係課長		21年度～	
E 公正な面接試験の確保						
候補者利害関係者は面接官にしない						
面接に民間人等第三者を起用	×	×				
面接に行政職(教員以外)を起用			行政職面接官の拡大(義務)教育事務所次長等		20年度～	実施済
面接評価の点数化	×		面接官3名の項目別点数合計により評価(義務)		20年度～	実施済
面接評定表の記入時ペンを使用			面接官は評定記入にペンを使用(鉛筆使用不可)		21年度～	
大学名を伏せて面接を実施	×	×				
H その他昇任選考方法等						
自己推薦制の導入	×		有能な人材を発掘・登用できる新たな仕組みを研究			
小論文審査の導入(校長)	×	×				
筆記試験の導入	×	×				
推薦人数の制限を設けない						
不適格管理職の降任制度等充実			(不適格な校長等の降任等制度の厳格運用)			
G その他不正防止のための措置						
選考に係る不正についての通報 又は投書等の窓口設置						
教育委員による昇任選考プロセスの点検・見直しの実施	×	×	教員採用選考等に関する改善チームの設置		20年度	実施済
外部から昇任選考プロセスの点検・見直しの助言等を受けてい	×	×				
関係職員への倫理研修等の実			倫理研修、面接者研修等の充実			

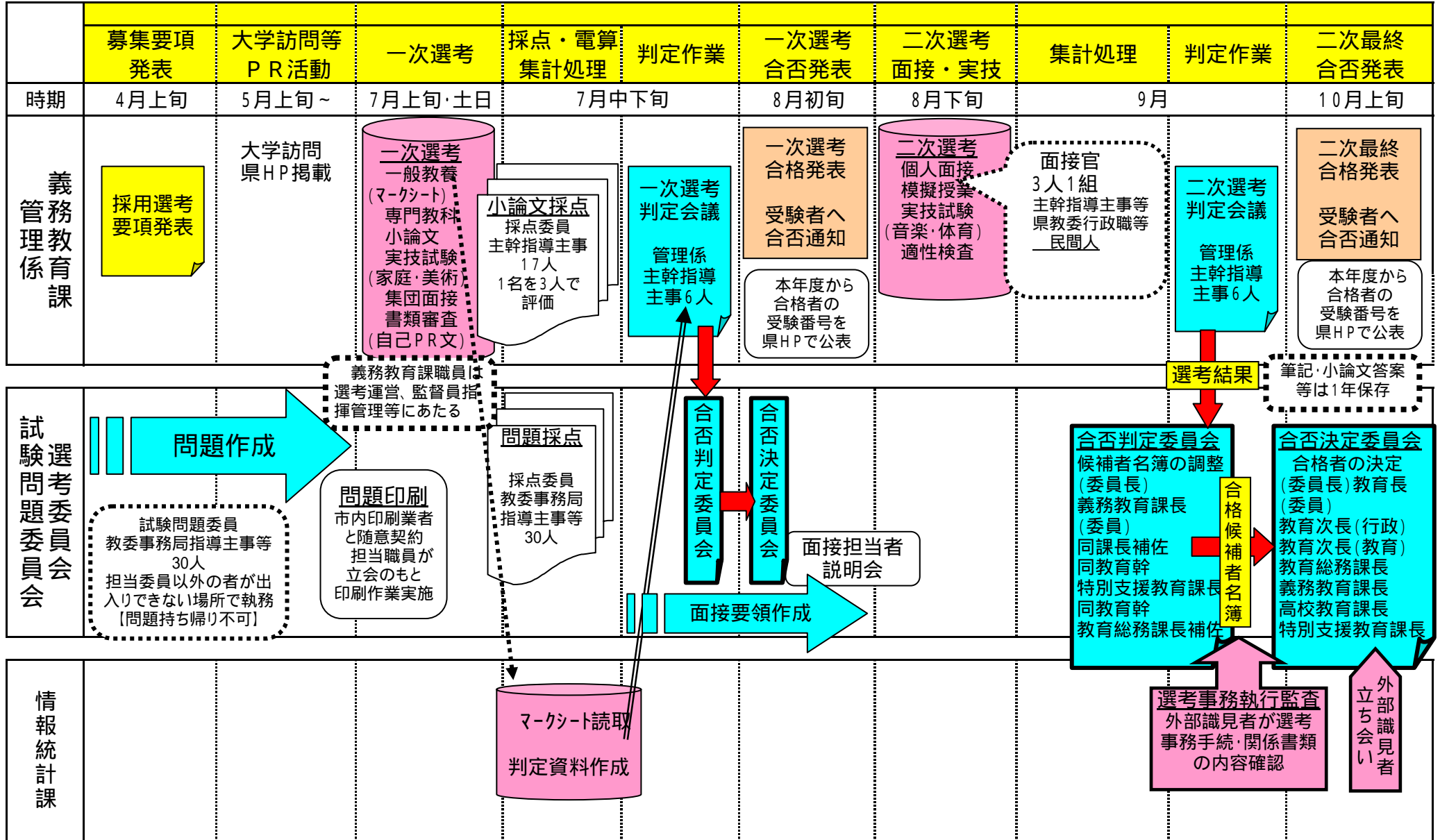
管理職昇任選考に関する改善事項

義務教育課・高校教育課

項 目	現 行		改 善 事 項		実施時期	備考
	義務	高校	:既改善決定事項 :今後検討課題	:新規改善事項		
F 関係文書の適切な保存						
昇任選考実施要項	10年	10年				
面接の判定書	1年	1年	文書保存期限の明確化(文書分類表に明記)		20年度	
選考成績表(選考基礎資料)	1年	1年	文書保存期限の明確化(文書分類表に明記)		20年度	
市町村教委等推薦書	1年	1年	文書保存期限の明確化(文書分類表に明記)		20年度	
小論文答案	1年	1年	文書保存期限の明確化(文書分類表に明記)		20年度	

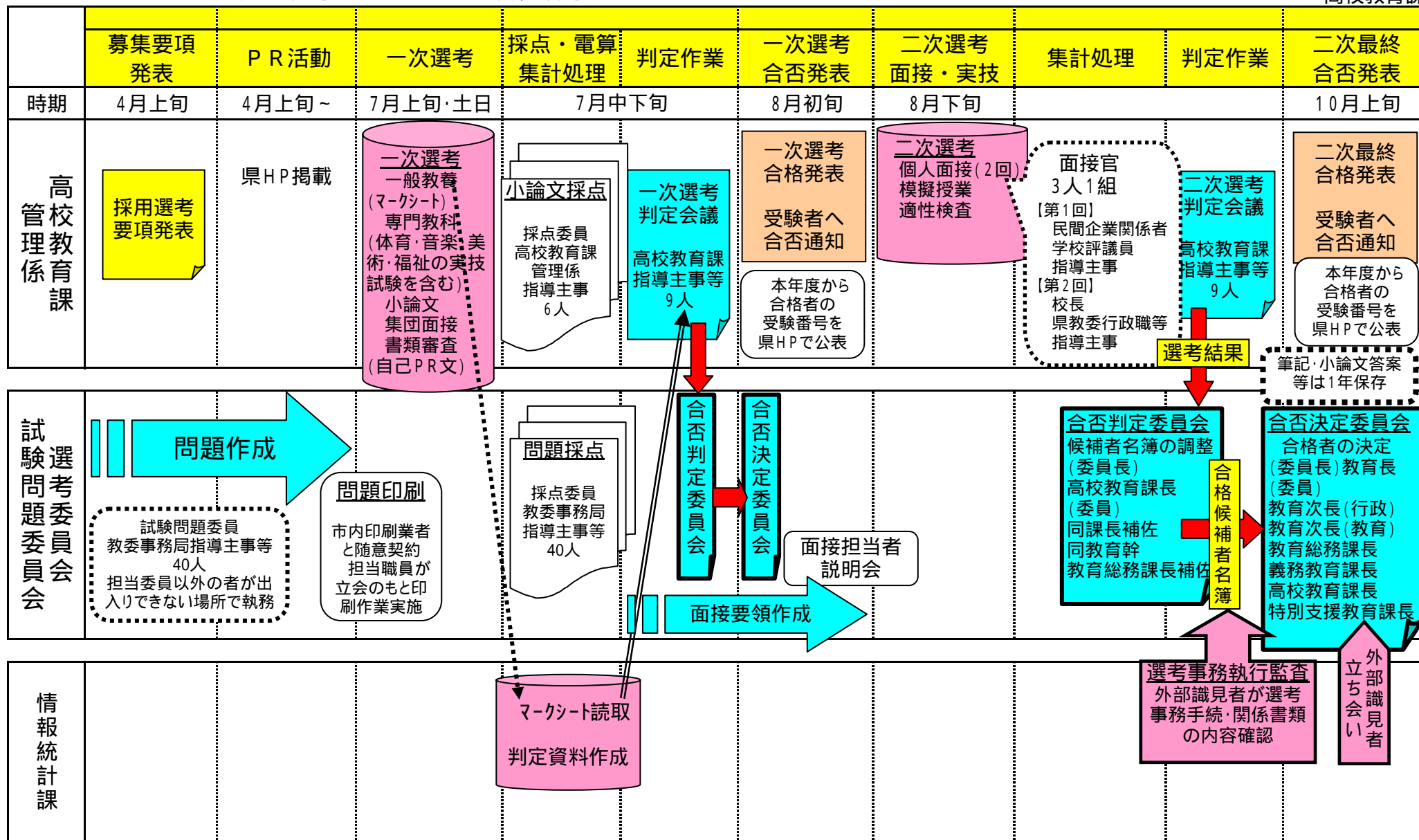
長野県における教員採用選考のプロセス

義務教育課



長野県における教員採用選考のプロセス

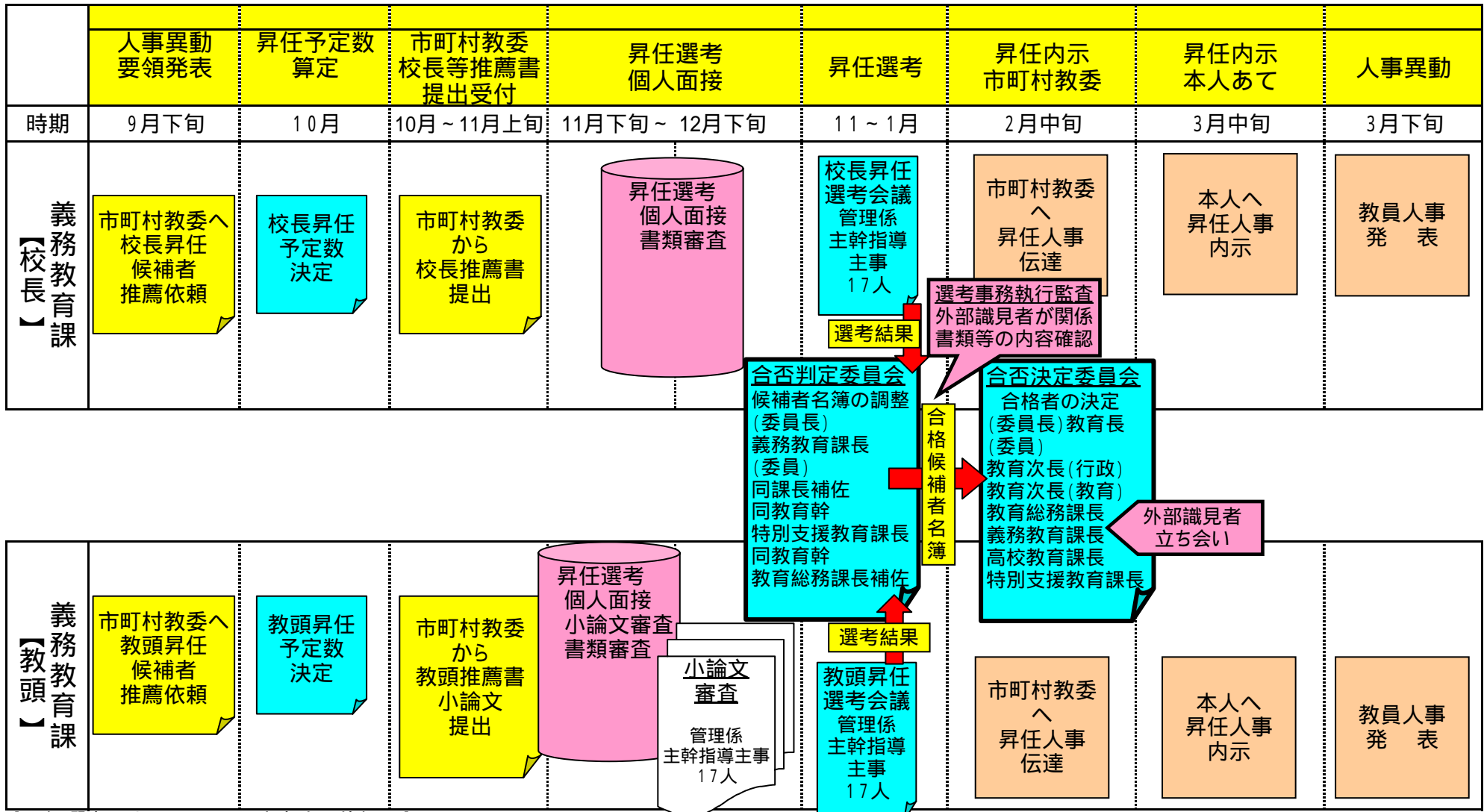
高校教育課



筆記・小論文答案等は1年保存

長野県における小中学校校長及び教頭昇任選考のプロセス

義務教育課

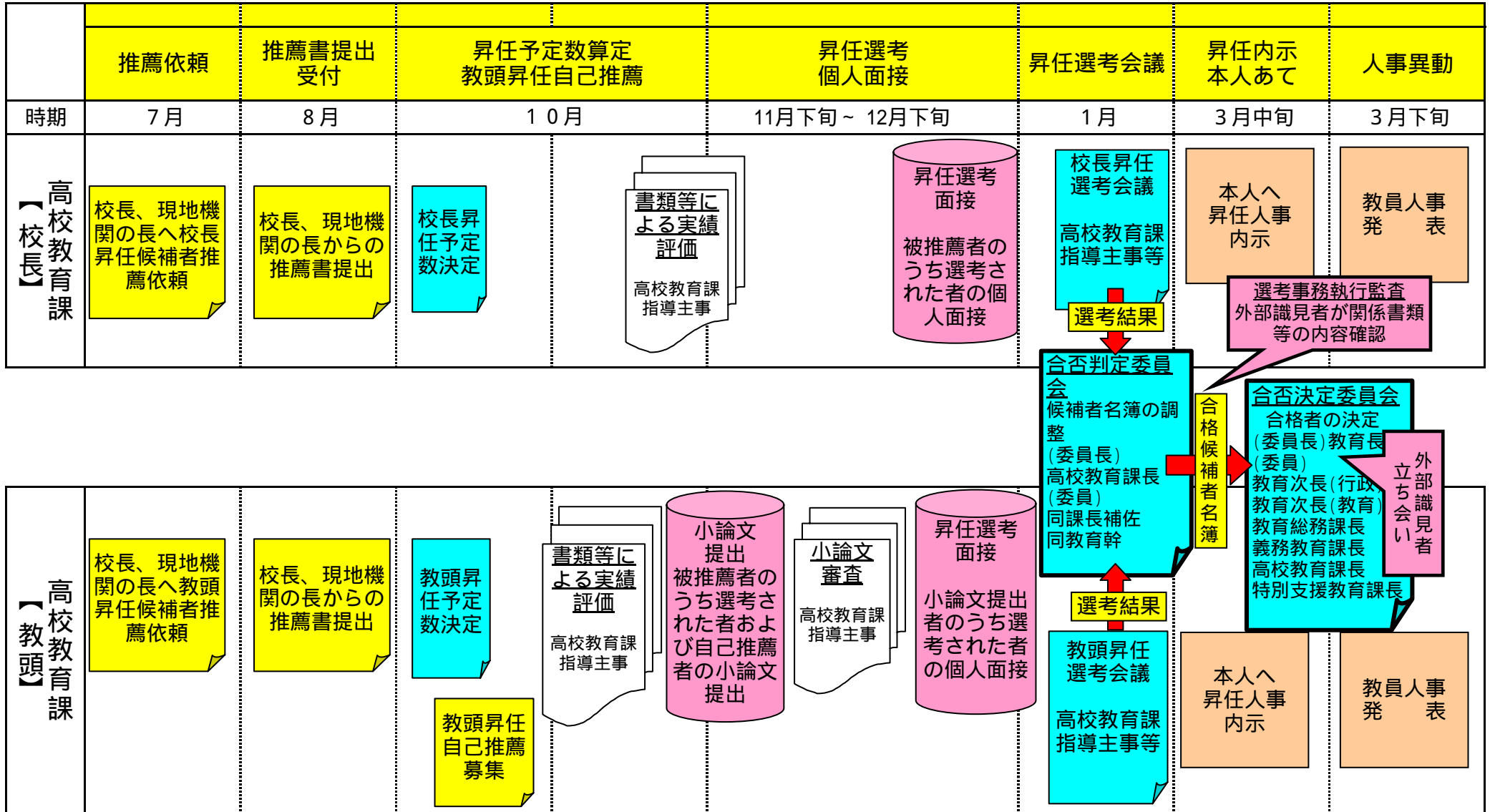


【昇任選考における不正を防止する仕組み】

市町村教委からの教頭候補者推薦に当たり同一校から複数の推薦を認めている。
 昇任選考は、義務教育課及び教育事務所の主幹指導主事17名体制で行っている。
 個人面接は、教育事務所長、特別支援教育課長など教員以外の行政職員も行っている。

長野県における高等学校校長及び教頭昇任選考のプロセス

高校教育課



【昇任選考における不正を防止する仕組み】

校長、現地機関の長による推薦には人数制限を設けない。
 平成16年度より、教頭登用において自己推薦を実施している。
 書類審査、小論文審査は高校教育課主幹指導主事が行う。
 個人面接は、教育長またはその命を受けた主幹指導主事等4名（行政職員を含む）で行う。
 昇任選考会議は、高校教育課指導主事等（行政職員を含む）によって構成する。

公職にある者等からの働き掛けに関する取扱要領

(平成15年10月16日施行)

(平成19年4月1日改正施行)

1 目的

県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進を図るとともに、職務の公正を期すため、職員がその職務に関し外部から働き掛けを受けた場合、当該働き掛けを記録し、その概要等を県民に公表する取扱いについて定めるものとする。

2 定義

この要領において「働き掛け」とは、次に掲げる者（その者の秘書、親族、代理人等を含む。）から、教育委員会事務局及び学校以外の教育機関並びに県立学校に所属する職員（以下「職員」という。）に対し、その職務に関する行為をさせるように、又はさせないようにするためになされた要望、提言、意見、依頼、要求等（公開の場でなされたものその他通常の対応が可能であるものを除く。）をいう。

- (1) 国会議員、県議会議員又は市町村議会議員（元議員を含む。）
- (2) 国会議員、県議会議員、市町村議会議員又は市町村長を支援する政治団体の役員
- (3) 国家公務員（退職者を含む。）
- (4) 長野県内の市町村の市町村長、副市町村長又は市町村（学校組合）教育委員会教育長（退職者を含む。）
- (5) 長野県外の地方公共団体の知事若しくは市町村長又は副知事若しくは副市町村長（退職者を含む。）
- (6) 長野県職員を退職した者
- (7) 長野県職員が役員として派遣されている団体又は「長野県退職職員の再就職に関する取扱要領」の別表に掲げる団体の役員
- (8) 知事の親族又は知事を支援する政治団体の役員

3 働き掛けの記録

- (1) 職員は、働き掛けを受けた場合には、速やかに、相手方の特定を行い、その内容について、別紙「公職にある者等からの働き掛け記録票」（以下「記録票」という。）に記録するものとする。
- (2) 相手方に対しては、「記録に残し、公開・公表の対象となる」旨を説明するものとする。

4 働き掛けの報告等

- (1) 働き掛けを受けた職員は、その内容について、記録票により所属長に報告するものとする。
- (2) (1)の報告を行うに際しては、報告する働き掛けの内容の記録は、相手方へも提供するものとする。この場合において、報告内容について、職員と相手方に認識の相違があったときは、記録票にその旨を記載するものとする。
- (3) 所属長は、(1)の記録票の写しを、教育総務課長に送付するものとする。
- (4) (3)の送付に際して、当該記録票の記載に長野県情報公開条例（平成 12 年長野県条例第 37 号）第 7 条各号に該当する情報がある場合には、所属長は、当該情報が記載された部分を墨塗りするものとする。

5 記録票の保存及び公開

- (1) 所属長は、記録票（教育総務課が保管する写しを含む。）を長野県教育委員会文書規程（昭和 47 年長野県訓令第 2 号）に基づき、3 年間保存するものとする。
- (2) 記録票は、長野県情報公開条例第 2 条第 2 項に定める公文書として公開請求の対象となり、同条例の規定により公開又は非公開の決定を行う。

6 働き掛けの概要等の公表

教育総務課長は、4 (3)により記録票の写しが送付された働き掛けについて、定期的にその件数及び概要を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成 15 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

この要領の改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、同日以後になされた働き掛けから適用する。